

5 年 保 存
秘
印 ・ 無制限
平成 23 年 2 月 18 日から 平成 28 年 2 月 17 日まで

基安発 0 2 1 8 第 1 号

平成 2 3 年 2 月 1 8 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
安 全 衛 生 部 長
(公 印 省 略)

再任用短時間勤務地方産業安全専門官の所掌事務等について

再任用短時間勤務地方産業安全専門官（以下「再任用専門官」という。）については、平成 2 3 年度から都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）に配置されることとされたところであるが、その職務が円滑に行われ、かつ、実効あるものとなるよう、下記に留意の上、適切に対応されたい。

記

1 基本的な考え方

再任用専門官は、通常の地方産業安全専門官（以下「専門官」という。）と同様に労働安全衛生法（以下「法」という。）第 9 4 条に規定する権限を有すること。

したがって、再任用専門官の事務分掌については、配置された局又は署において、専門官と同様になるよう定めること。

なお、再任用専門官は、安全衛生業務における長期の経験があり、高度に専門的な事項や複雑困難な事案についても対応できる能力を有していることから、事業場に対する指導の実施、重大災害発生時の対応、複雑困難事案への対応等の業務について、安全衛生業務に従事する職員の育成にも役割を果たせるよう留意すること。

2 再任用専門官の所掌事務

(1) 局配置の再任用専門官

局配置の再任用専門官は、上司の命を受けて、法第 9 3 条第 2 項に規定する事務を行うほか、署の専門官、再任用専門官及び関係職員に対し、産業安全に関する事務で

専門的及び技術的な事項に係るものについて指導を行う。

なお、具体的な事務としては、次のようなものがあること。

- ア 局において実施する集団指導の企画・立案及び説明等の業務
- イ 局において実施する個別指導の企画・立案及び実地指導の業務
- ウ 局において実施する計画届出の審査の業務
- エ 重大災害等が発生した場合における災害調査の業務（署における災害調査への支援業務等）
- オ 局において実施する特定機械等の検査等の業務
- カ 登録教習機関等に対する監査指導の業務
- キ 署において複雑困難事案等が発生した場合における署の安全衛生担当者への支援の業務
- ク 安全衛生業務に従事する職員の育成に係る業務（実地訓練等の指導教官）
- ケ その他労働基準部安全主務課長が指示する業務

（２）署配置の再任用専門官

署配置の再任用専門官は、上司の命を受けて、法第 9 3 条第 2 項に規定する事務を行う。

なお、具体的な業務としては、次のようなものがあること。

- ア 署において実施する集団指導の企画・立案及び説明等の業務
- イ 署において実施する個別指導の企画・立案及び実地指導の業務
- ウ 署において実施する計画届出の審査（実地調査を含む。）の業務
- エ 災害調査の業務
- オ 署において実施する特定機械等の検査の業務
- カ 安全衛生業務に従事する職員の育成に係る業務
- キ その他署長が指示する業務

3 安全衛生業務計画の変更等

- （１）再任用専門官の庁外活動業務量は、各局の定めるところにより、年間安全衛生業務計画に計上すること。
- （２）再任用専門官の業務処理については、関係通達によるものとする（復命書の作成、実績（件数、人日）のシステムへ入力など）。